

レセプトデータ等の保有個人情報の利活用に関する注意喚起 (行政機関等匿名加工情報の利用・提供について)

令和8年8月19日

個人情報保護委員会は、レセプトデータ等の保有個人情報の利活用に関する注意喚起（行政機関等匿名加工情報の利用・提供について）を行うこととしましたので、お知らせいたします。

【連絡先】

個人情報保護委員会事務局

監視・監督室

電話：03-6457-9680（代）

レセプトデータ等の保有個人情報の利活用に関する注意喚起 (行政機関等匿名加工情報の利用・提供について)

令和 8 年 8 月 19 日
個人情報保護委員会

1 概要

今般、地方公共団体¹の保有個人情報であるレセプトデータ、調剤データ等（以下「レセプトデータ等」という。）に関し、次のような事案があることが判明しました。これについて、調査・検討の結果、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）上、問題となり得る点がありましたので、周知します。

地方公共団体、地方公共団体の保有個人情報の提供を受ける民間事業者及び行政機関等匿名加工情報を取り扱う民間事業者等におかれては、個人情報保護法の規定、令和 6 年 12 月 25 日付け「レセプトデータ等の保有個人情報の利活用に関する注意喚起」及び本注意喚起に十分留意し、適切に事務や事業を実施していただきますようお願いいたします。

なお、本注意喚起における行政機関等匿名加工情報とは、個人情報保護法第 109 条第 2 項第 2 号に規定するものを指しています。

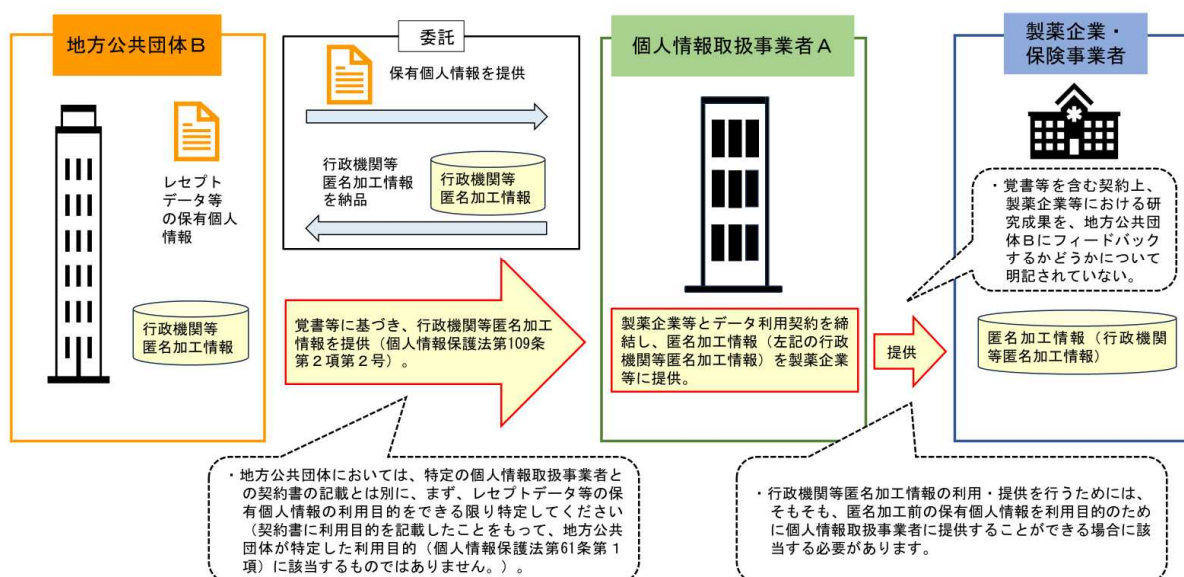
(事案の概要)

- (1) 個人情報取扱事業者 A は、地方公共団体 B から委託を受けて、レセプトデータ等を加工して行政機関等匿名加工情報を作成し、地方公共団体 B に納品した。
- (2) 地方公共団体 B は、個人情報取扱事業者 A と覚書（以下「本件覚書」という。）を締結し、当該行政機関等匿名加工情報を個人情報取扱事業者 A に提供した。
- (3) 個人情報取扱事業者 A は、製薬企業や保険会社（以下「製薬企業等」という。）とデータ利用に関する契約（以下「本件データ利用契約」という。）を締結し、当該行政機関等匿名加工情報を製薬企業等に提供した。
- (4) 本件覚書には、個人情報取扱事業者 A 及び製薬企業等が、当該行政機関等匿名加工情報を、以下の目的のために利用できることが記載されていた。
 - ①創薬その他の医歯薬学分野での研究開発（医療機器、特定保健用食品、機能性表示食品その他のエビデンス・ベースの健康増進効果等の実証を伴う商品又は役務の開発を含む。）
 - ②医薬情報提供その他公衆衛生に資する活動
 - ③教育

¹ 地方公共団体には、普通地方公共団体のみではなく、広域連合等の特別地方公共団体も含まれます。また、本注意喚起においては、地方公共団体、地方公共団体の機関を区別することなく、まとめて「地方公共団体」と記載しています。また、法文上「行政機関等」、「行政機関の長等」が相当である部分についても、本事案に合わせ「地方公共団体」と記載しています。

- ④保険数理その他の官民保険の設計及び提供（保険関係に付随して提供される健康増進に係る施策の実施を含む。）
- ⑤公共サービス等の提供
- ⑥上記①～⑤を支援する事業
- (5) 本件データ利用契約には、市販後の医薬品の安全性確認のためのデータ研究、医薬情報提供、製品開発、市場分析、マーケティング戦略等に利用できることが記載されていた。また、個人情報取扱事業者Aが保険会社と締結した契約には、保険数理、保険新商品開発、引受査定の高度化等に利用できることが記載されていた。
- (6) 本件覚書及び本件データ利用契約には、個人情報取扱事業者A及び製薬企業等が当該行政機関等匿名加工情報の活用状況や成果を地方公共団体Bにフィードバックする規定が設けられていなかった。

事案（図）



2 地方公共団体における留意点

個人情報保護法第 109 条第 2 項は、地方公共団体が行政機関等匿名加工情報を提供できる場合として、第 2 号において、地方公共団体が「保有個人情報を利用目的のために第三者に提供することができる場合において、当該保有個人情報を加工して作成した行政機関等匿名加工情報を当該第三者に提供するとき」と規定しています。

したがって、前記 1 の事案のように、同号に基づき地方公共団体が行政機関等匿名加工情報を民間事業者に提供する際には、その提供目的が、加工前の保有個人情報に係る利用目的の範囲内であることが求められます。

レセプトデータ等²は、地方公共団体が国民健康保険制度の保険者として、保険給付の実施や保健事業の運営等を目的として保有する情報です。個人情報保護法第 61 条第 1 項において、地方公共団体は、個人情報を保有するに当たっては、その利用目的をできる限り特定しなければならないとされています。地方公共団体がレセプトデータ等の行政機関等匿名加工情報を民間事業者に提供しようとする場合には、まず当該提供の利用目的をできる限り特定しなければなりません。その上で、必要性や効果を十分に検討し、当該提供が保険者としての利用目的の範囲内に該当するかを判断する必要があります。

本件事案においては、製薬企業による市場分析・マーケティング戦略等での利用、保険会社による保険数理・保険新商品開発・引受査定の高度化等での利用といった多様な目的の下で、個人情報保護法第 109 条第 2 項第 2 号に基づき行政機関等匿名加工情報が民間事業者に提供されています。このような場合には、利用目的の一つ一つについてその利用成果を検証した上で、上記の利用目的の範囲内に該当するかを個別具体的に判断することが求められます。

なお、利用目的の範囲内に該当するという判断をするためには、少なくとも、当該利用成果が地方公共団体にフィードバックされ、地方公共団体がそれを検証できる体制の下で実施されることが必要です。利用成果のフィードバックを受けることなく提供するのみでは、利用目的の範囲内に含まれると説明することが困難であると考えられます。

地方公共団体は、住民等に対して、自らが定めた利用目的について説明責任を負います。また、行政機関等匿名加工情報の提供に関し、自らが定めた利用目的の範囲内に含まれること等の適法性についての説明責任を負うとともに、提供後の利用状況を含めた提供行為全体について責任を負います。当該提供に当たっては、利用目的との整合性や必要性について十分な検討を行ってください。

² 地方公共団体が、他の地方公共団体から提供を受けて保有・利用しているレセプトデータ等においても同様です。

3 行政機関等匿名加工情報を利用する民間事業者における留意点

上記のとおり、地方公共団体は、レセプトデータ等を国民健康保険制度の保険者として、保険給付の実施や保健事業の運営等を目的に保有しているところ、個人情報保護法第109条第2項第2号に基づく行政機関等匿名加工情報の民間事業者への提供は、地方公共団体が保有個人情報を利用目的のために第三者に提供できる場合、すなわち、当該利用目的の範囲内で行われなければなりません。

行政機関等匿名加工情報を利用する民間事業者は、地方公共団体が上記の判断を適切に行うことができるよう、自らが予定する行政機関等匿名加工情報の利用計画や想定される成果等について、可能な限り具体的かつ丁寧に地方公共団体に説明する必要があります。

また、当該提供は、その利用成果が地方公共団体にフィードバックされ、当該団体がこれを検証できる体制の下で実施されることが必要です。利用成果のフィードバックが行われないまま行政機関等匿名加工情報が提供される場合は、利用目的の範囲内に含まれると説明することが困難であると考えられます。

4 おわりに

個人情報保護委員会としては、地方公共団体が、レセプトデータ等の保有個人情報を加工して作成した行政機関等匿名加工情報を利用・提供すること自体を否定するものではありませんが、地方公共団体におかれては、個人情報保護法第109条第2項第2号の利用目的による制限の重要性や自らが定めた利用目的についての説明責任を念頭に置いた上で、行政機関等匿名加工情報を提供する必要がある旨御注意ください。

また、地方公共団体の保有個人情報の提供を受ける民間事業者におかれては、レセプトデータ等の保有個人情報の利用、行政機関等匿名加工情報の作成、行政機関等匿名加工情報の製薬企業等への提供のスキームにおいて、地方公共団体が個人情報保護法第109条第2項の規定に違反することを助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用することがないように、御注意ください。

個人情報保護委員会は、本注意喚起後、本注意喚起の内容が十分に踏まえていない事案が確認された場合、地方公共団体及び地方公共団体の保有個人情報の提供を受ける民間事業者に対し、権限行使を含め対応を検討します。

以 上

(参考)

○ 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）（抄）

(不適正な利用の禁止)

第 19 条 個人情報取扱事業者は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

(個人情報の保有の制限等)

第 61 条 行政機関等は、個人情報を保有するに当たっては、法令（条例を含む。第 66 条第 2 項第 3 号及び第 4 号、第 69 条第 2 項第 2 号及び第 3 号並びに第 4 節において同じ。）の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならない。

(以下略)

(行政機関等匿名加工情報の作成及び提供等)

第 109 条 行政機関の長等は、この節の規定に従い、行政機関等匿名加工情報（行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この節において同じ。）を作成することができる。

2 行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、行政機関等匿名加工情報を提供してはならない。

(1) 法令に基づく場合（この節の規定に従う場合を含む。）

(2) 保有個人情報を利用目的のために第三者に提供することができる場合において、当該保有個人情報を加工して作成した行政機関等匿名加工情報を当該第三者に提供するとき。

(以下略)

以 上